

「AGあんしんサポート」サービス利用規約

1. 目的

足利ガスの「AGあんしんサポート」サービス（以下「本サービス」といいます。）は、足利ガス株式会社（以下「当社」といいます。）のガスをご利用のお客様に安心して家庭用ガス機器をご使用いただくことを目的とします。

2. 加入条件（適用条件）

本サービス契約にご加入いただける方（以下「サービス加入者」といいます。）は、以下の条件をすべて満たしている方とします。

- ① 当社がガス小売事業者となる一般ガス契約、ガス温水床暖房契約、小型コージェネレーション契約を締結しており、かつ当該契約に基づくガスの供給を受けていること。
- ② 家庭用としてガスを使用し、サービス加入者が所有し使用するガス機器であること。
- ③ 本サービスに加入する時点で、支払期限を超過したガス・電気料金、その他サービス等による未払金がないこと。
- ④ 本サービスの契約締結にあたり本規約の内容について承諾すること。

3. サービスの内容

『AGあんしんサポート』

- ① 当社、他社購入機器に関わらず、住居のガス機器に関する不具合（使用説明、機器設定の変更、状況確認、故障診断等）に対し、30分以内の部品交換を伴わない現地対応は無償とします。（修理対応は、当社営業時間内（8：30～17：30、日曜・祝日除く）とします。）
- ② 状況確認、故障診断後、機器を分解しての部品清掃・調整作業、機器部品の交換等の修理作業が発生した場合は、作業時間30分を基準に「修理費」を請求します。また部品交換等、部材が必要になった場合は、「部品代」を合わせて請求します。
- ③ 故障診断後、メーカーに修理を依頼する場合は当社にてメーカー修理を手配します。
- ④ 本サービスの特典1として、当社、他社購入に関わらず当社が指定する機器のうち購入および設置より10年以内の機器については、電氣的・機械的故障で部品交換等の修理が無償となる家電住設修理費用保険（別紙1）が付帯します。ただし、消耗品の交換および機器の清掃作業は対象外です。
- ⑤ 本サービスの特典2として、複合型ガス警報器を1契約につき1台設置します。契約期間中に効期が到達した場合は無償で交換します。（効期：設置より5年）

『AGあんしんサポートプラス』

- ① ガス暖房熱源機およびガス衣類乾燥機について年1回点検を実施します。

点検内容

- ・ガス暖房熱源機…運転確認、暖房水（不凍液）の補充
- ・ガス衣類乾燥機…運転確認、排気筒の詰まり除去

4. 契約期間および提供期間

- ① 当社とサービス加入者との本サービスの利用契約の締結日から当社またはサービス加入者のいずれかから終了の意思表示がされるまでとします。
- ② 本サービスの提供期間は第5項に定める利用料金の発生日（利用契約締結日の属する月の翌々月1日）以降、利用契約が終了するまでとします。
- ③ 解約日は前号の解約手続きが完了した日の属する月の末日とします。ただし、ガス小売契約の終了による解約の場合は、ガス小売契約の終了日（閉栓日）を解約日とします。
- ④ サービス加入者が次の各号のいずれかの事由に該当すると当社が判断したときは、当社は催告なく直ちに本契約を解約することができるものとします。
 - ・本サービスの加入条件を満たさなくなった場合（転居、ガス契約の名義変更、ガス契約種別変更、ガスの使用停止等があった場合を含みます。）
 - ・本サービス料金を支払期日までにお支払いいただけない場合。
 - ・当社との他の契約に基づく料金を期日までにお支払いいただけていない場合。
 - ・その他本契約に違反しその旨を催告しても改められない場合。

5. 利用料金

- ① 『AGあんしんサポート』の料金は、月額600円（税別）とします。
- ② 『AGあんしんサポートプラス』の料金は、月額1,000円（税別）とします。
- ③ 上記①、②の利用契約を申し込まれる方で、既に複合型ガス警報器を当社より購入されている場合（リース除く）は、設置の警報器の有効期限満了月まで月額料金を200円（税別）引きとします。また、複合型ガス警報器を当社とリース契約されている方は、本サービスの利用料が発生する月をもって警報器のリース契約は終了するものとします。
- ④ 本サービス利用契約の締結日の属する月の翌々月1日以降から利用料が発生するものとし、利用料金の日割りは行いません。
- ⑤ 本サービスの料金のお支払いが確認できない場合は、未払いとなっている料金全部の支払いが確認できるまで本サービスの提供を停止します。この場合、不具合対応の連絡をいただいても無償対応はできません。

6. 支払方法

- ① 本サービスをお申し込みされたお客様は、利用料金を契約申し込み日の翌々月からガス料金に含めてお支払いいただきます。
- ② 利用料金は、口座振替またはクレジットカード払いのいずれかの方法により毎月お支払いいただきます。

7. 譲渡禁止

本契約に基づく加入者の一切の地位（本サービスを受ける権利を含みます。）はサービス加入者の一身に専属するものとし、当社の同意のない限り、承継、譲渡、売買、担保に供する等の行為をすることはできないものとします。

8. 免責事項

- ① 本サービスは、不具合対応した箇所の不具合を完全に回復させることや修理の品質を保証するものではありません。
- ② 本サービスは、対象機器に発生した不具合によってサービス加入者が被った一切の損害を補償するものではありません。
- ③ 対象機器の故障または損傷に起因して他の財物に生じた故障もしくは損傷等の損害を補償するものではありません。

9. 損害賠償

サービス加入者が当規約等に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社はサービス加入者に対して当該損害の損害請求を行うことができるものとします。

10. 協議

本利用規約の内容に疑義が生じた場合または本規約に定めのない事項については、その都度お客様と当社で誠意をもって協議のうえ解決するものとします

付則

本規約は 2025 年 9 月 1 日より施行します。

以上

(別紙)

特典1 「家電・住宅設備・什器備品修理費用保険」特典

1. 概要

「AGあんしんサポート」サービス（以下「本サービス」といいます。）に付随関連して、以下の条件を満たし表に記載されたサービス加入者の自宅建物内に収容されている機器（以下「対象機器」といいます。）が偶然な事故、電氣的・機械的事故により生じた損害に対して、引受保険会社をさくら損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）、保険契約者を足利ガス株式会社、被保険者をサービス加入者とする家電・住宅設備・什器備品修理費用保険契約に基づき、引受保険会社から保険金額を上限とし、保険金が支払われる特典（以下、「本特典」といいます。）をいいます。

2. 対象機器

以下に該当する機器を特典補償対象機器とします。

特典補償対象機器	
ガス給湯器（エネファームは除く）	ガスコンロ
ガス衣類乾燥機	ガスファンヒーター
ガス炊飯器	浴室乾燥機
レンジフード	温水暖房便座
ルームエアコン（24時間換気空調システムは除く）	

- ① 国内メーカー製造機器であること。
- ② 一般財団法人日本ガス機器検査協会（J I A）の認証があること。
- ③ 日本国内で修理可能かつメーカーで修理可能な機器。
- ④ 事故発生日を起算日として、購入・設置から10年以内の機器。
（購入日が証明できない場合は、製造日を購入日とします。）

・特典補償機器から除かれるもの

- ① 対象機器の周辺機器・付属品・消耗品（ケーブル、リモコン等）。
- ② 中古製品として購入された機器。
- ③ レンタル・リースなどの賃借の目的になっている機器。
- ④ 業務で利用されている機器。
- ⑤ 過去に当該機器のメーカー修理（メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの）以外で、不適正な修理・加工・改造・過度な装飾がされた機器。
- ⑥ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物）である機器。
- ⑦ 日本国外で購入された機器または日本国外から直接購入された機器。
- ⑧ 購入日および製造日とも不明な機器。
- ⑨ 日本国外のみで販売されている機器。
- ⑩ 本サービス以外の特典、保証サービスまたは保険等で、修理または交換が可能な機器。

- ⑪ その他、サービス利用規約で除かれている機器および製品において修理費用のすべてが填補されたかまたは交換が可能な機器。

3. 補償期間

本サービスは利用契約締結日の属する月の翌々月1日に始まり、利用契約終了日までとします。

本サービスの適用開始日前の故障および解約日より後に生じた故障は適用対象外となります。

4. 補償対象事故および保険金額

① 補償対象事故

上記補償期間中に偶然な事故、電氣的・機械的事故により対象機器に生じた損害（外装の破損、損壊、水濡れ、電氣的・機械的故障）に対して保険が適用になります。

② 保険金額

対象機器について修理可能な場合、1回あたり10万円を限度に修理費を負担します。修理不可能な場合は、購入金額または保険金額（10万円）のいずれか小さい額を負担します。

- ③ 修理可能とは、対象機器をメーカー等で修理できる状況を指し、修理により同等品を本体交換した場合も含みます。一方、修理不能とは、対象端末のメーカー等での修理ができない不可能な状況を指します。なお、対象機器がメーカー保証、販売店による補償制度等により、本特典で保険金が支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。

- ④ 修理費用及び再購入費用が補償上限金額を超える場合は、当該超過部分はサービス利用者の負担としサービス利用者は支払義務を負うものとします。

- ⑤ 保険金額は1事故当たりであり、補償期間内であれば保険金支払い回数に制限はありません。

- ⑥ 修理代金は当社がいったん立て替えたあと、当社から引受保険会社に修理代金を請求し、保険会社から保険金を受領します。（保険手続きにあたり、サービス利用者から同意書をいただきます。）

対象機器	補償上限額 (税込)	補償対応期間	ご利用上限回数
2に記載の 機器	10万円/1回あたり	対象機器の購入日から120か月以内	無制限

5. 保険金が支払われない場合

- ① サービス利用者およびサービス利用者と同居する者、親族の故意、重大な過失、機器の説明書等に従わない利用、法令違反に起因する場合。
- ② 地震、噴火、風災、雹災、台風、洪水等の自然災害に起因する損害。
- ③ 盗難、紛失による損害。
- ④ 当社および引受保険会社が指定した提出書類の提出が無い場合。

- ⑤ 機器が業務利用されている場合。
- ⑥ サービス利用者が本サービス適用資格を有していないときに発生した場合。
- ⑦ 公的機関による差押え、没収等に起因する場合。
- ⑧ 原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合。
- ⑨ 本サービス利用契約開始日前にサービス利用者に生じた機器への故障の損害の場合。
- ⑩ 本サービスの利用契約が終了した日以降にサービス利用者に生じた機器への故障の損害の場合。
- ⑪ すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接影響しない外形上の損害。
- ⑫ 自然消耗、経年劣化、さび、かび、腐敗、変色、変質。
- ⑬ 対象機器を被保険者が自ら製造・製作、改造または修理した場合。
- ⑭ 損傷が生じたことによる保険対象機器の価値の低下による損害。
- ⑮ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、または暴動に起因する場合。（群集または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）

6. 保険会社

【保険に関するお問い合わせ先】

さくら損害保険

サービスページ：<https://www.sakura-ins.co.jp/>

電話番号：0120-502-720

受付時間：平日 10：00～19：00（年末年始は除く）

特典2 複合型ガス警報器

1. 特典内容

① 1台で3つの機能を持った「ガス・火災・CO警報器」を1契約につき1台設置します。

② 契約期間中に効期を迎えた場合、または通常使用により機器の故障があった場合は無償で取替します。但し、効期中であっても下記に該当する場合は修理費または損害金を請求のうえ取替します。

- ・警報器の滅失または紛失
- ・取扱説明書に基づかない使用による故障、損傷
- ・火災、天災等、不可抗力による故障、損傷
- ・その他、お客様の責による故障、損傷

2. 設置機器

メーカー	新コスモス電機製
型 式	複合型ガス警報器 ・壁 取 付：XW-715K ・天井取付：XW-815K
検知対象	・都市ガス ・一酸化炭素（燃焼排ガス中のCO検知） ・火災（熱感知）
効 期	設置から5年（効期到達時無償交換）

以上